



太田川森林組合情報誌

# 林 友

平成27年3月31日

第 8 号

太田川森林組合

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261番地  
TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041  
e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

昨年、8月の広島市豪雨災害において被災された皆様に、改めて心からお見舞い申し上げます。

我が国の経済は「アベノミクス」の実施により、円安の進行、株価の上昇と「景気は緩やかに回復」という評価もありますが林業界をはじめ大半の企業にはその恩恵をほとんど感じない1年であったように思います。

年末に実施された総選挙においては、政権与党の大勝利という結果でありましたが、今後抜本的な景気対策を期待するところであります。

昨年度は、職員の大幅な人員削減、給与の見直し等を行い事業実施して参りました。

残りました職員の努力と、組合員皆様方のご協力により計画に近い事業を実施することができました。

決してよい決算とは言えませんが何とか赤字決算にならなくて済みました。

管内の森林は資源として本格的に利用可能な状況となった人工林資源を背景に、木材を有効活用して森林、林業の再生に確実につなげていくためには、需要拡大に向けた取り組みとともに需要者側のニーズに応じた木材を安定的に供給できる体制を構築することが重要と考え、路網の整備（林業専用道）、原木を中間土場に集積して仕分け、製材工場、合板工場、市場等への直送販売を実施しました。

現在利用間伐事業を進めているところですが目標とする出材がなされていないのが現状です。

当組合の管内には成熟した林分が多くあるので、組合員に利用間伐に対する意識喚起を促し、団地化、集団化、路網の整備・機械化による安定的な木材生産により森林所有者に還元できる提案型林業を目指し、事業を実施して参ります。

又、本年度策定した5カ年間中期経営計画に基づき、次年度以降健全な経営ができるよう努力して参ります。

当組合の基本理念として組合員のための組合として努力することはもちろん、森林の有している多面的な機能を持続的に発揮させるため森林経営計画を樹立し地域の森林管理の主体としての役割りを果たすことを基本理念とします。

新規事業の開拓、補助事業の拡充、労働災害の減少に向けて努力していきたく思います。

組合員皆様のご理解とご協力をいただきますようよろしくお願い申し上げます。

代表理事組合長 佐々木 徹

# 当該事業年度及び直前3事業年度の事業成績及び損益の状況

No.2

(単位 円)

事業区分		年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
						(当期)	
一般事業	指導事業	収 益	44,953	49,142	23,524	5,593	
		費 用	1,313,152	1,065,301	1,011,363	1,239,343	
	販売事業	収 益	11,945,052	31,584,317	60,089,433	82,586,038	
		費 用	9,499,457	28,167,831	47,298,543	71,842,946	
	加工事業	収 益	54,599,911	51,201,199	53,863,231	50,758,747	
		費 用	55,076,235	53,542,293	54,655,052	51,241,039	
	森林整備事業	収 益	448,043,413	424,212,536	420,591,890	418,020,355	
		費 用	347,127,373	341,797,565	368,929,603	332,893,067	
	事業総利益			101,617,112	82,474,204	62,673,517	94,154,338
	事業管理費			104,269,528	97,307,220	81,714,166	94,484,096
	事業利益			△ 2,652,416	△ 14,833,016	△ 19,040,649	△ 329,758
	事業外損益	収 益		5,857,275	16,891,408	3,868,910	7,615,289
費 用			1,268,618	1,133,752	1,113,228	2,305,244	
経常利益			1,936,241	924,640	△ 16,284,967	4,980,287	
特別損益	収 益		0	2,000,000	4,837,143	20,970,185	
	費 用		224,273	192,422	419,276	21,874,290	
税引前当期利益			1,711,968	2,732,218	△ 11,867,100	4,076,182	
法人税及び住民税、事業税			456,500	893,700	456,500	460,000	
当期剰余金			1,255,468	1,838,518	△ 12,323,600	3,616,182	
前期繰越剰余金			3,133,676	3,511,144	4,279,662	0	
当期末処分剰余金			4,389,144	5,349,662	△ 8,043,938	3,616,182	

## 組合員の状況

(単位 人)

資格区分	前期末	当期加入	任意脱退	当 期 脱 退				当期末
				資格喪失	死亡又は解散	除名	合計	
正組合員	2,946		5	2	10		12	2,929
准組合員	120						0	120
合計	3,066		5	2	10	0	12	3,049

## 山林の手入れをしてみませんか

人工的に植林した樹木は野菜と同じで手入れを怠ると立派な樹木にならないとともに、林床の裸地化が進み土地がやせるばかりでなく、最悪の場合崩壊を起こすことがあります。

組合員の皆様、今一度自分の森林の状態を把握され、手入れをしていただきたいと思います。

補助金制度により行える作業は次のとおりです。

- ①下刈…植栽後5ヶ年もしくは5回
- ②除間伐…植栽後15年～25年まで（伐採率 20%以上）（補助金枠が少ないため、協議が必要です）
- ③雪起…1年～15年
- ⑤枝打…植栽後11年～30年 2m・4m（補助金枠が少ないため、協議が必要です）
- ⑥利用間伐…ha 当り 10m<sup>3</sup>以上の搬出（実施面積が5HA 以上）

### 事業を行う場合の注意事項

除伐…雑草の刈高は出来るだけ低く、植栽木の20%は伐倒すること。

枝打…不良木は枝打しないこと。枝打ちの高さは、ビールピンの太さが目安です。

### 各補助金及び負担金の目安

HA 当り

事業名	補助金	個人負担金（山毎で異なる）
下刈 灌木の伐倒	97,000 円	12,000 円～27,000 円
除伐 灌木の伐倒 植栽木の20%伐倒	162,000 円	13,000 円～40,000 円
枝打 成立本数1,500本 2m打	140,000 円	14,000 円～50,000 円
枝打 成立本数1,500本 4m打	190,000 円	18,000 円～60,000 円

### ひろしまの森づくり事業

## 元気なひろしまの森を次世代へ

環境貢献林整備事業

人工林（スギ・ヒノキ）15年以上手入れされていない森林の間伐、簡易作業路負担はHA当たり10,000円

森づくり交付金事業

1

里山林整備事業  
(ハード)

- 里山林（スギ・ヒノキ以外）
- (1) 放置林整備
  - (3) 竹林対策
  - (2) 松くい虫被害跡地整備
  - (4) 有害獣緩衝地帯（バッファゾーン）整備

(補助率)  
北広島町  
事業費の9/10  
以内  
安芸太田町  
事業費の10/10  
以内

2

間伐材利用促進事業

- : 公共的空間
- : 町内産の間伐材で整備

3

交流・協働事業  
(ソフト)

- : 里山を舞台に地域団体・NPO等
- : 森林（公園）整備、緑化、林業森林体験活動



ひろしまの森づくりキャラクター「モーリー」

## 森林経営計画とは？

### なぜ、手入りに掛る経費を少なくできるの？

森林の経営の委託を受けた森林組合が「森林経営計画」を作成し、それを町から認定されると、植栽や下刈、間伐などの施業に対する補助制度を活用できるようになることから経費を少なくする事が出来ます。（下の図を参照）



### Q1 森林経営を委託するとはどういうことなの？

- 森林の経営を意欲と能力のある者に任せることが「森林経営の委託」です（森林組合が受託者となります）
- 森林経営の委託は、契約期間を決め、基本的に次の事項を実施します。  
その際に委託契約金は発生しません。
  - ・立木の伐採、造林、保育その他の施業の提案及び実施。
  - ・森林の現況把握、巡視。
  - ・森林経営計画の作成・・・など。
- 森林施業（以下施業）を行う場合は費用が発生しますが、事前に経費と収入の見積「森林施業プラン」を提示し、木材販売収入や補助金で精算されることとなります。  
その際の補助金事務手続きは、森林組合で行います。
- また、森林経営計画により周りの森林の施業も取りまとめて計画的にすることで効率的に施業を行い、経費を抑えることができます。

### Q2 「森林経営計画」制度とは？

- 森林所有者または、森林経営の受託者が立てる計画です。地形などの自然条件から見たひとかたまりの森林（林班）を単位とした面的なまとまりをもって、持続的な森林経営を行うために作成する計画で、平成24年4月から始まりました。
- 自ら森林経営を行っている方は、ご自身で計画を立てることも可能ですが、ご自身での森林経営が難しいと思われる方は、所有する森林の計画を委託することにより、計画に参加することができます。
- これまでの森林における計画制度である「森林施業計画」制度に比べ、今回の「森林経営計画」制度では、森林施業を効率化するために面的なまとまりを重視することになりました。

### Q3 森林施業に対する補助金はあるの？

- 森林経営計画の認定を受ければ、その計画に基づく植栽や下刈、除伐、枝打ち、間伐などの施業に対して補助金が活用できます。（ただし、林齢など条件があります）

<対象となる施業は、次のとおり>

- 植栽・雪起こし・下刈・除伐・枝打ち・間伐などの手入れのほか、作業道の新設など。

# 林地残材を搬出しませんか？

町では林地残材を搬出し、チップ化してバイオマスボイラーの熱源として利用する事業に取り組んでいます。

あなたの山林で手入れがされていない山、近くで山林を間伐され切り捨てになっている山があれば、間伐した林地残材を太田川森林組合が指定した土場まで搬出ませんか。

## ☆搬出（出荷）先：太田川森林組合

林地残材 1 立方メートルあたり 6,000 円でハートフル券で購入します。

林地残材を薪として搬出された場合 1 ラックあたり 4,000 円のハートフル券で購入します。

## 搬出条件及び方法

この事業に参加するには太田川森林組合に登録が必要です。

- 条件
- ・個人登録が基本ですが自治会等の団体やグループでの登録も可能です
  - ・林地残材は 2m に玉切りして、薪は 40cm で四つ割にして出荷してください
  - ・搬出する林地残材は、町内の山林で伐採された杉・桧に限ります。
  - ・自己所有でなくても委任を受けた山林からの搬出も可能です
  - ・軽トラックで搬出される場合には車検証を森林組合へ提出してください

方法 ・下記の林地残材の搬出システムを参照ください



問い合わせ 安芸太田町産業振興課 0826-28-1973  
太田川森林組合 0826-28-2244

## 芸北せどやま再生事業のご案内

「芸北せどやま再生事業」は、せどやまを良い状態に整備し、森林資源を有効に活用し、地域の発展と地球環境の保全を目的に実施します。私たちはせどやまにある木材の有効活用をとおして、地域の活性化を目指し、2012年より開始しました。

せどやまの木を搬出してくれた人に、森林整備の対価として「せどやま券（地域通貨）」で支払います。木を実勢価格より高く買い入れることで、木材の有効利用と、山仕事の復権を目指します。これまでハードルが高かった木材出荷を、軽トラックに積載できる2m足らずの短材でも気楽に出荷できるようにすることで、より多くの方が山仕事に関わる事が出来るような仕組みを作りたいと思います。さらに、その対価を芸北地域でしか利用できない地域通貨「せどやま券」で支払うことで地域の活性化を図ろうとするものです。

現在 59 名の方に登録をいただき、木の出荷をしてくださっています。

### 【登録】

出荷者は芸北地域在住もしくは在勤等で、対象森林は北広島町内に限られます。また、出荷者は個人に限られません。グループで出荷する場合でも個人登録をお願いします。登録は「せどやま再生登録申請書」に必要事項を記入し提出してください。

※「せどやま市場」に出荷するには以下の決まりを守ることを約束し、出荷者としての登録が必要です。

#### 1. 規格の約束

①1年以内に伐採した木であること

「広葉樹（雑）」：長さは90cm・180cm・270cm・360cmにそろえること、末口は6cm～40cm

「スギ・ヒノキ」：長さは90cm・180cm・270cm・360cmにそろえること、末口は7cm～30cm

②枝払いしてツノや枝葉がついていないようにする。

#### 2. 出荷の約束：安全第一です、効率を追わずゆっくりボチボチやりましょう！

#### 3. せどやま券交換の約束

①毎月15日にせどやま券が発行される。

#### 4. せどやま券利用の約束

①登録店舗でしか使えない。

②1,000円以内単位で切り上げとなり、日本国通貨によるおつりは出ない

※使用期限があるので注意！

#### 5. 注意！

\*過積載に注意しましょう。

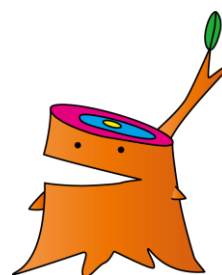
\*森林法など、法令を遵守しましょう。

#### ▶連絡先

〒731-2551 山県郡北広島町東八幡原 119-1

芸北せどやま再生会議（高原の自然館内）

上田耕史：080-6321-5826



## 太田川森林組合経営計画（平成26年～平成30年）

### <基本方針>

当組合の地域は森林（民有林）面積が50,024HA（資料：H19年度森林組合要覧）地域全体の95%を占めている。そのうち人工林面積は20,997HAで人工林率は42%となっている。人工林の樹種別構成は杉8,864HA, 桧12,133HAで、うち間伐を必要とする林分V～Ⅶ令級の林分が80%を占めている。

このように、本地域には成熟した林分が多分にあるため、効率的な間伐を実施していくことが喫緊の課題であり、具体的な方策として、次により実施する。

- ① 間伐材の集出荷体制を従来の市場売り一辺倒ではなく本所、芸北工場を中間土場として活用し、仕分けした材を合板工場、製材加工場等に直送販売し木材の流通体制を変えることにより、組合員に利用間伐に対する意識喚起を促し、路網の整備・機械化による安定的な木材生産により森林所有者に利益の還元ができる「森林プラン」を提示し、実行する。
- ② 平成24年度（2月補正分）森林整備加速化・林業再生基金事業木質バイオマス利用施設等整備において移動式チップパー、燃料乾燥施設、燃料配送車、ホイールローダーを導入し木質バイオマスチップを生産し、チップボイラー用燃料、発電用燃料として提供していく。
- ③ 低コスト林業団地のさらなる集約化に向け、提案型集約化施業を進め、森林組合と民間事業者が連携し情報共有による施業地の確保、計画的かつ効率的な木材生産の取組を促進する。
- ④ 森林施業プランナーの養成を行うとともに、町と一体となって、森林経営計画や森林施業プランを作成し施業地の集約化・効率化を進める。
- ⑤ 公共建築物における地域材の活用促進を行い、持続的な木材生産を可能にする森林資源の活用を進める。

### <取組事項>

#### ① 役員

当面は役員の見直しは実施しない（平成18年定数見直し済）定年制の導入については、理事会の申し合わせにより平成27年度から実施予定（満75歳）

役員資質の向上を図るため、系統内外による役員研修等に積極的に参加し、役員意識改革を図る。

「総務委員会」

組合の経営体制、執行体制、人事体制、財務体制の強化等について年1回以上開催する。

「業務委員会」

中間土場の活用により直送販売するなど新たな流通システムへの転換を図るための協議会を開催する。

#### ② 職員

提案型集約化施業の面的な推進は、皆伐・再造林の取組も含めて不可欠なものになる。そのためには、プランナーの実質増員を図る必要がある。

業務課と、販売課で連携・協働する体制については、最も効率よく成果の上がる態勢にしていく。

現状では、比較的大きな所有者を核とした「初期的な集約化」に専ら取り組んでいるが今後は小規

模所有者、路網の整備されていないところとか手のかかる集約化に入っていかなざるを得ない。地域の協力員制度や、営業プランナーの創設等、事業地を先行確保していくことが重要である。このことを踏まえ、職員については、業務職にウエイトを置き、若年層職員の技術、事務能力の向上を目指し、組合員の負託に応えられる職員となるため、技術の習得（高度な林業技術等）を図る。

### ③ 組合員

木材価格の低迷等により、経営意欲は減退し、放置林が増えている。加えて高齢化、後継者難、都市部への移転による所有者の不在化が追い打ちをかけている現状である。

組合員の林業経営計画樹立に向けて「経営計画室」を設置し組合員との信頼関係を樹立し、経営計画に基づく事業の掘り起こしを図る。

又、森林資源の再生のため、地域に眠る様々な未利用資源を最大限に活用することが重要である。このことを広報誌等を活用して、行政と一体になって組合員に周知し、未利用材の搬出を促す。

### ④ 広域合併等

県産材の安定供給を実現するため、広島県西部森林組合事業推進協議会構成員、西部地域の素材生産業者、市場等に働きかけ「西部流通協議会」を設置し、木材の生産・流通の取組方向、木質バイオマス事業の取組について検討する。

将来における組合組織の在り方として、地域資源を生かし、木材の安定供給を図るには単位組合では限界があるので、広域合併を視野に入れて検討する。

広域合併については、隣接組合との個別協議を進めながら合併実施に向けて前向きに検討する。

## <事業実施方針>

### (1) 基本方針及び経営方針

戦後に植林した人工林資源が成熟しており、木材を利用する段階に入ってきているが、国内の木材価格の低迷、森林所有者による林業への関心の薄れ、森林整備の担い手不足等のため放置されている森林が増加している。

森林所有者と共同して森林経営計画を樹立し、提案型集約化施業による森林施業プランの提案により事業を実施する。

経営方針としては、利用間伐事業、受託林産事業と合わせて西部地区素材生産者協議会等と連携して、資源が循環する林業を促進するため、スギ・ヒノキ林の伐採後の植栽と5カ年間の保育をセットとした買取林産事業にも力を入れて、事業の拡大を図っていく。

又、(一財)広島県森林整備・農業振興財団、財産区には、管内の事業地の中長期的な施業計画を提案して、新規事業の掘り起こしを行い安定的な事業確保を図る。

森林経営計画は、市町村整備計画を踏まえ近年度において管内80%を目指し樹立していく。



## ＜主な部門ごとの実施方針＞

### ① 森林整備事業計画

新植事業が減少するなか下刈、雪起こし、除伐に対する補助事業は激減が予想されるため、手入れの行き届いていない間伐対象林などの保育事業に取り組み事業の拡大を図る。平成 24 年度から進めている林業専用道（五輪線 2,070m、小々崎山線 930m、殿畑線 235m、市間鍋山線 2,700m）は平成 26 年度完成。平成 27 年度は 1,300m 開設予定。小規模な森林所有構造を乗り越え、ひとまとまりの森林を対象に資源の配置状況を踏まえ、この基幹路網を活用して集約化された各施業地に森林作業路の開設により効率的、計画的な施業を進めていくことが重要であり、事業費用圧縮のための分析・検証及び作業工程管理等の見直しに着手し、費用圧縮に取り組む。

（粗利益率 12%→20%）

### ② 販売事業計画

販売事業においては、低コスト林業団地内の、利用間伐（列状間伐と定性間伐）の効率化を図り、組合員に還元のできるプランを提示して事業を進めていく。

受託林産事業（皆伐）にも積極的に取り組み素材生産量の増大に努める。

搬出間伐については、低コスト林業団地内の集約施業地にウエイトを置き作業路開設の必要性、間伐の方法（列状、択伐、）また架線による集材等など、事業の方法、事業収支の流れ等、組合員に説得力のある「森林施業プラン」を提示して理解を求め事業を実施していく。体制としては、直営班 2 班、外注班 3 班体制で実施していく。

林地残材の有効活用等による「木質バイオマスの供給事業」に取り組んでいく。

（粗利益率 25%を目標）

### ③ 加工購買事業計画

加工事業（購買事業も含む）は、過去の長い推移の中で、いろいろと積み重ねてきた延長線上に存続しているものであり、方向性についての結論を急ぐものではないかと思うが、組合の経営状況が厳しくなっているので下記事項を考慮して、期間を区切ったソフトランディングを実施する。

- 1 組合員の経済的向上に資する事業であること…組合員のメリットが大きいもの
- 2 その地域の社会基盤としての機能を持つ…地域にそういった事業体が存在しない
- 3 地域における一定の雇用確保に資すること
- 4 その事業が森林組合の経営に大きな貢献をすること…要するに儲かる事業
- 5 将来的にその事業が大きな収益確保をする可能性が高いこと

### ④ 管理部門

事業管理費の各部門を再検討して削減に向けて努力する。定年等で減少する職員の補充を、臨時雇用等で対応する。職員の年齢構成の適正化と、経営の効率化を図りながら事業管理費の削減に努める。

## 第25回総代会終わる

去る3月28日（土）戸河内ふれあいセンターメイプルホールにおいて総代各位の出席を得て総代会を開催しました。提案させていただきました議案はすべて原案通り承認されました。平成27年度も大変厳しい状況ではありますが「切磋琢磨」して事業に取り組んでいきたいと思っております。

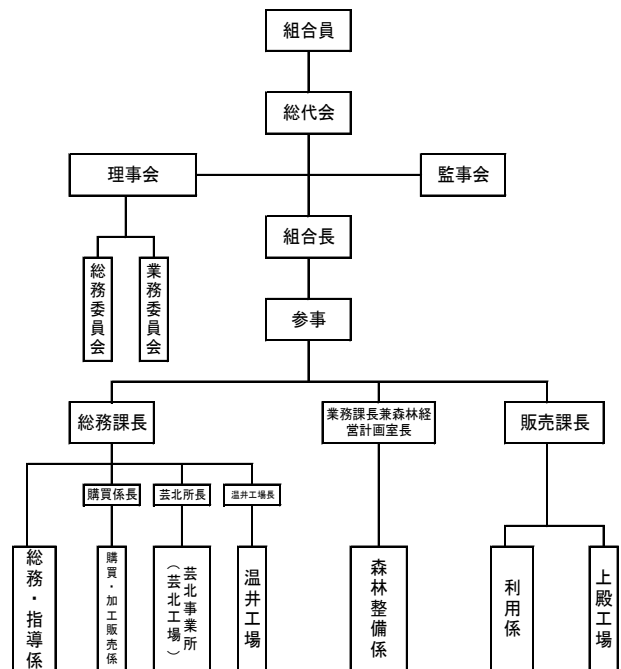
管内は総面積の88%を森林で占めており、そのうち人工林率が49%と県平均を上回っている状況です。こうした人工林資源が成熟していく中で効率的な間伐を実施していくことが喫緊の課題です。

間伐材の集荷体制を、本所、芸北支所を中間土場として活用し、仕分けした材を直送するなど木材の安定供給体制を構築するとともに、木質バイオマス事業（森林系バイオマスの収集・加工・販売）の事業展開を図って参ります

<市況速報>（輯27.4.4）広島県森林組合連合会三次共販所

樹種	長さ (m)	末口 (cm)	価格 m当 (円)		
			直材	小曲材	曲材
ヒノキ	6.0	14~16	13,000~25,000	12,000~18,000	12,000~15,000
		18~20	15,000~30,000	13,000~24,000	12,000~15,000
	4.0	9~13	6,000~9,000	6,000~7,000	6,000~7,000
		14~16	14,000	12,000	11,100
		18~22	15,500~16,000	13,600	13,000
		24~28	16,500	15,500	12,700
3.0	8~13	8,000~9,000	7,000~8,000	7,000~8,000	
	14~14	10,000	9,000	7,000~8,000	
	16~16	15,700	11,900	8,900	
	18~20	15,600	11,900	11,400	
	22~28	13,000~16,100	11,500~15,500	11,400~13,200	
スギ	4.0	8~13	6,000~7,000	5,000~6,000	5,000~6,000
		14~16	9,000	5,000~7,500	5,000~7,500
		18~22	12,000~13,000	10,000~11,000	6,000~8,500
		24~28	12,000~13,000	10,000~11,500	6,000~8,500
	3.0	8~13	6,000	5,000	5,000
		14~16	6,000~10,000	5,000~6,000	5,000~6,000
マツ	5.0~6.0	18~22	12,000~25,000		8,000~20,000
		24~28	12,000~25,000		8,000~20,000
	4.0	3~13	8,000~15,000		7,000~10,000
		14~16	8,000~13,000		7,000~10,000
18~22		9,000~15,000		7,000~14,000	
3.0	3~13	8,000~15,000		7,000~16,000	
	14~16	8,000~12,000		7,000~11,000	
	18~22	8,000~13,000		7,000~9,000	
	24~28	10,000~18,000		7,000~9,000	
	24~28	10,000~18,000		7,000~12,000	
	2.0	14~22	6,000~9,000		6,000~8,000
	24~30	6,000~10,000		6,000~8,000	

<機構図>



<編集後記>  
 今年度も 2020 広島県農林水産業チャレンジプランによる広島県の林業の目指す姿の実現に向けて、組合員の皆様に「森林プラン」を提示し、理解を得ながら利用間伐等の事業を進めていきたいと思っております。  
 太田川材の利用を官民一体となって機会あるごと PR して拡大を図っていききたいと思っております。  
 また、自伐林家による林地残材の受入も行いますので、ご出荷のほどよろしくお願ひします。

代表理事組合長 佐々木 徹

### 問 合 せ 先 一 覧

**太田川森林組合本所**

〒731-3664 安芸太田町大字上殿261 TEL0826-28-2244 FAX 0826-28-2041  
 e-mail otagawa@mocha.ocn.ne.jp

**太田川森林組合加計事業所**

〒731-3501 安芸太田町大字加計3274-1 TEL0826-22-0100 FAX 0826-22-0182

**太田川森林組合芸北工場**

〒731-2323 北広島町川小田311 TEL0826-35-0572 FAX 0826-35-0484

**太田川森林組合温井工場**

〒731-3501 安芸太田町大字加計4568 TEL0826-22-1559 FAX 0826-22-1559